

# 令和4年度 第1回 正副会長会

日時：令和4年4月14日（木）  
午後4時00分～5時00分  
会場：板橋法人会館3階会議室

出	平野、浦田、 森田、長谷川、
席	吉川、坂口

## 次 第

※資源保護のため、両面印刷している資料があります。

○司会進行：浦田総務担当副会長

### I. 会長挨拶

### II. 議 題

1. 前回正副会長会審議結果概要【資料1】
2. 審議事項
  - (1) 労働保険事務組合公益社団法人板橋法人会  
事務処理規約の一部改正について【資料2】
  - (2) 公益社団法人板橋法人会 広報ラック等の利用に関する要領  
の制定について【資料3】
  - (3) 「公益社団法人板橋法人会の概要」の制作について【資料4】  
※現在作成中
3. 所管事項報告
4. 報告事項
  - (1) 東京都への事業計画書等の提出について【資料5】
  - (2) 令和4年度支部配当金について【資料6】
  - (3) 支部・部会総会開催日程一覧【資料7】 ※現在作成中
  - (4) 執行状況調書（年度末）について【資料8】 ※現在作成中
  - (5) 会員の状況（東法連報告数値）について【資料9】
  - (6) 令和3年度会員増強表彰について【資料10】
  - (7) 役員賠償責任保険の加入について【資料11】
  - (8) 東法連広報委員長表彰の受賞について【資料12】
  - (9) 東京商工会議所永年会員表彰の受賞について【資料13】
5. 事務局報告
  - (1) 第4ブロック単位会別会費及び職員数等一覧【資料14】

### III. 次回日程（※次回以降の会議の開催日時案）

会 議 名	日 時	会 場
正副会長会	5月12日（木）16:00～17:00	法人会館3階会議室
正副打合せ	5月19日（木）15:30～16:00	法人会館3階会議室
常任理事会	5月19日（木）16:00～17:00	法人会館3階会議室
理事会	5月26日（木）16:00～17:00	法人会館3階会議室

## 令和3年度 第22回 正副会長会 審議結果概要

【令和4年3月17日（木）・平野、浦田、森田、長谷川、吉川、坂口】

### 1. 審議事項等

(1) 公益社団法人板橋法人会職員給与規程の一部改正について

※承認（令和4年4月1日施行）

※第4ブロックの人件費比率と職員数を調査すること。

(2) 通常総会の招集の決定について

※常任理事会で報告

①コロナ禍における通常総会の開催について

②第10回通常総会実施要領（案）について

・日時	令和4年6月10日（金）午後4時開会
・会場	板橋区立グリーンホール（2階ホール）
・議案	第1号議案 令和3年度財務諸表の承認 令和3年度監査報告
	第2号議案 労働保険事務組合公益社団法人板橋法人会 事務処理規約の一部改正について

(3) 令和4年度事業計画及び収支予算について

①令和4年度事業計画（案）について

※常任理事会で報告

②令和4年度収支予算（案）について

※会長から委員長に対して、所管事業の内容等についての確認があった。

③資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類について

※常任理事会で報告

(4) 利益相反取引の承認について

※常任理事会で報告

### 2. 所管事項報告

※常任理事会で報告

### 3. 報告事項

※常任理事会で報告

(1) 執行状況調書（年度末）について

(2) 会員の状況（東法連報告数値）について

### 4. 事務局報告

(1) プロジェクターの整備について

(2) 応接セットの更新について

労働保険事務組合 公益社団法人板橋法人会 事務処理規約の一部改正について（案）

1. 改正理由

事務処理規約第11条第1項に規定する国からの通知の表記に誤りがあったので、これを正しい表記に改める。

2. 改正部分

事務処理規約第11条第1項中、最初の「納入通知書」を「納入告知書」に改める。

3. 新旧対照表

改 正	現 行																																										
<p>（納入告知を受けた場合の事務）</p> <p>第11条 本事務組合は、委託組合員が徴収則第38条第5項又は石綿則第2条の5第5項の規定による納入の告知を受けたときは、徴収及び納付簿に納入告知にかかる事項を記載するとともに、その<u>納入告知書</u>に指定された納期限の10日前までに委託組合員にその納入通知書を送付するものとする。</p> <p>2 【略】</p>	<p>（納入告知を受けた場合の事務）</p> <p>第11条 本事務組合は、委託組合員が徴収則第38条第5項又は石綿則第2条の5第5項の規定による納入の告知を受けたときは、徴収及び納付簿に納入告知にかかる事項を記載するとともに、その<u>納入通知書</u>に指定された納期限の10日前までに委託組合員にその納入通知書を送付するものとする。</p> <p>2 【略】</p>																																										
<p>付 則 （施行期日）</p> <p>第3条 この規約は、昭和57年5月7日から施行する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">一部改正</td> <td>昭和60年5月24日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">//</td> <td>昭和61年5月27日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">//</td> <td>平成14年5月29日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">//</td> <td>平成17年5月17日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">//</td> <td>平成20年5月21日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">//</td> <td>平成24年5月28日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">//</td> <td>平成26年6月24日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">//</td> <td>平成28年6月23日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">//</td> <td>令和2年7月29日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">//</td> <td>令和3年6月9日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">//</td> <td>令和4年6月10日</td> </tr> </table>	一部改正	昭和60年5月24日	//	昭和61年5月27日	//	平成14年5月29日	//	平成17年5月17日	//	平成20年5月21日	//	平成24年5月28日	//	平成26年6月24日	//	平成28年6月23日	//	令和2年7月29日	//	令和3年6月9日	//	令和4年6月10日	<p>付 則 （施行期日）</p> <p>第3条 この規約は、昭和57年5月7日から施行する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">一部改正</td> <td>昭和60年5月24日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">//</td> <td>昭和61年5月27日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">//</td> <td>平成14年5月29日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">//</td> <td>平成17年5月17日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">//</td> <td>平成20年5月21日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">//</td> <td>平成24年5月28日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">//</td> <td>平成26年6月24日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">//</td> <td>平成28年6月23日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">//</td> <td>令和2年7月29日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">//</td> <td>令和3年6月9日</td> </tr> </table>	一部改正	昭和60年5月24日	//	昭和61年5月27日	//	平成14年5月29日	//	平成17年5月17日	//	平成20年5月21日	//	平成24年5月28日	//	平成26年6月24日	//	平成28年6月23日	//	令和2年7月29日	//	令和3年6月9日
一部改正	昭和60年5月24日																																										
//	昭和61年5月27日																																										
//	平成14年5月29日																																										
//	平成17年5月17日																																										
//	平成20年5月21日																																										
//	平成24年5月28日																																										
//	平成26年6月24日																																										
//	平成28年6月23日																																										
//	令和2年7月29日																																										
//	令和3年6月9日																																										
//	令和4年6月10日																																										
一部改正	昭和60年5月24日																																										
//	昭和61年5月27日																																										
//	平成14年5月29日																																										
//	平成17年5月17日																																										
//	平成20年5月21日																																										
//	平成24年5月28日																																										
//	平成26年6月24日																																										
//	平成28年6月23日																																										
//	令和2年7月29日																																										
//	令和3年6月9日																																										

## 公益社団法人板橋法人会 広報ラック等の利用に関する要領（案）

（令和4年●月●日・正副会長会決定）

## （目的）

第1条 この要領は、公益社団法人板橋法人会事務局（以下「事務局」という。）内の広報ラック等（以下「広報ラック等」という。）の会員による利用について必要な事項を定め、会員サービスの向上を図ることを目的とする。

## （定義）

第2条 この要領において、広報ラック等とは次のとおりとする。

- （1）板橋法人会館4階エレベーターホールに設置されているパンフレットラック（パンフレットスタンド）
- （2）板橋法人会館4階エレベーターホール壁面の掲示スペース
- （3）事務局受付カウンターエリアに設置されているパンフレットラック（パンフレットスタンド）
- （4）事務局受付カウンターエリア壁面の掲示スペース
- （5）事務局受付カウンターの机上

## （利用者の範囲）

第3条 広報ラック等を利用できるものは、板橋法人会正会員または賛助会員で会費に未納がない者とする。

## （利用料）

第4条 広報ラック等の利用料は、原則無料とする。

## （管理）

第5条 広報ラック等の管理事務を確実に処理するため、管理担当者を置く。  
2 管理担当者は、事務職員の中から事務局長が任命する。  
3 管理担当者は、管理台帳を作成し、その利用状況を常に把握しておかなければならない。

## （利用申請）

第6条 広報ラック等を利用しようとする会員（以下「申請者」という。）は、別記様式の板橋法人会事務局 広報ラック等利用申請書（以下「申請書」という。）を、利用しようとする日の2日前までに管理担当者に提出して、その承認を受けなければならない。  
2 掲出物の掲出期間は、30日以内とする。  
3 同一内容のものは、1回につき1点限りとする。  
4 広報ラック等を利用できる回数は、一会員あたり年2回以内とする。

## （掲出物の規格）

第7条 掲出できる掲出物の規格は次のとおりとする。  
（1）チラシ：はがきサイズからA4サイズまで  
（2）ポスター：はがきサイズからA3サイズまで  
（3）その他：縦・横・高さが、いずれも30cm以内におさまるもの

## (承認)

第8条 管理担当者は、会員から第6条の申請があったとき、その内容が第7条に定める規格に適合し、かつ、掲出できるスペースがある場合には、承認するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、承認することができない。

- (1) 明白に虚偽の事項を掲載したもの
- (2) わいせつな事項を掲載したもの
- (3) 人の名誉を毀損し、侮辱するおそれのあるもの
- (4) 常設映画館の営業用ポスター類
- (5) その他広報ラック等の設置の趣旨に反すると認められるもの

2 管理担当者は、前項の規定により承認したときは、当該申請書の副本に承認印を押して申請者に交付するものとし、承認をしなかったときは、その旨及び理由を申請者に通知するものとする。

## (掲出物の納品)

第9条 申請者は、申請が承認された場合、承認された掲出期間の前日までに管理担当者に掲出物を納品しなければならない。

2 掲出物の納品が遅れた場合であっても、掲出期間終了日を延長することはできない。

## (掲出物の引取り)

第10条 申請時に掲出物の引取りを希望した申請者は、掲出期間終了後2週間以内に掲出物を引取らなければならない。

2 掲出期間終了後、2週間が経過しても引き取りがなされない場合、管理担当者はその掲出物を処分することができるものとする。

## (無断掲出の措置)

第11条 管理担当者は、承認されていない掲出物が掲出されている場合は、掲出を行った者に対し除去を命ずることができる。ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、管理担当者が除去できるものとする。

- (1) 掲出物に連絡先の記載がない場合
- (2) 連絡先への連絡がとれない場合
- (3) 除去に応じない場合
- (4) 第8条第1項の各号に該当する場合

# 板橋法人会事務局 広報ラック等利用申請書

令和 年 月 日

## 【申請者】

団体名	
氏名 (自書)	
TEL	

板橋法人会事務局の広報ラック等を利用したいので、下記のとおり申請します。  
なお、広報ラック等の利用にあたっては、下記の注意事項を守るとともに、掲出物の引取りについて、責任を持つことを確約します。

記

掲出する内容	
寸法	<input type="checkbox"/> A3 <input type="checkbox"/> A4 <input type="checkbox"/> A5 <input type="checkbox"/> B5 <input type="checkbox"/> はがき <input type="checkbox"/> その他
枚数・個数	点
掲出期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
掲出物の引取り	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない（法人会が処分することに同意します）

## 【注意事項】

- ※1 掲出できるチラシ等の規格は以下のとおりです。
  - ・チラシ：はがきサイズから A4 サイズまで
  - ・ポスター：はがきサイズから A3 サイズまで
  - ・その他：縦・横・高さが、いずれも 30cm 以内におさまるもの
- ※2 チラシの場合、掲出可能枚数は 20 枚以内です。
- ※3 掲出期間は 30 日以内です。
- ※4 広報ラック等の利用の受付は先着順とし、掲出するスペースに空きがない場合は、申請をお断りする場合があります。
- ※5 記載内容が不明確な物は、掲出をお断りする場合があります。事前に板橋法人会事務局へご相談ください。
- ※6 掲出物の引取りを希望する場合は、掲出期間終了後 2 週間以内の営業日に引取りにお越しくください。2 週間を経過した場合は、処分させていただきます。

資料5  
令和4年4月14日  
正副会長会資料

法人コード A021318

令和4年3月31日

東京都知事

小池 百合子 殿

法人の名称 公益社団法人板橋法人会

代表者の氏名 平野 慎治

### 事業計画書等に係る提出書

下記に掲げる事業計画書等について、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第22条第1項の規定により、提出します。

#### 記

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- 4 1から3までに掲げる書類について理事会（社員総会又は評議員会の承認を受けた場合にあっては、当該社員総会又は評議員会）の承認を受けたことを証する書類

手続No	C1-1
手続名	事業計画書等の提出

事業年度	令和	4	年度
	自	令和4年4月1日	
	至	令和5年3月31日	

申請事務担当者	氏名	樋口 友紀
	電話番号	03-3964-1413
	電子メールアドレス	info@itabashi-houjinkai.or.jp

# 令和4年度 事業計画

## I 基本方針

板橋法人会は、税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援するとともに、地域の振興に寄与することで、国と社会の繁栄に貢献してまいります。

そのために、板橋法人会は、コロナ禍にあっても必要な感染予防対策を講じたうえで、法人会の原点である「税」に関する活動を中心としつつ、行政と連携した公益性の高い事業、地域の特性を生かした多様な社会貢献事業、会員企業の発展や交流などを図る共益事業、会員に対する福利厚生事業などに取り組んでまいります。そして、事業の実施にあたっては、これまでの活動実績を踏まえつつ、必要な見直しを行い、より効率的・効果的な事業実施に努めてまいります。

また、公益社団法人化10年目の節目を迎え、板橋法人会の更なる発展を目指して、会員の増強など組織基盤の整備に力を注ぐとともに、情報開示による透明性の高い運営にも取り組んでまいります。

## II 主要施策

### 1 税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する施策

公益社団法人として、会員だけでなく広く一般の企業や住民を対象として、税知識の普及と納税意識の向上に資するための事業を展開する。

税に関する説明会や講習会などの開催にあたっては、新型コロナウイルス感染予防対策を講じるなど、新しい開催方式を取り入れることにより、その着実な実施を図る。

また、将来を担う児童・生徒に対する租税教育活動の充実に努めるほか、税を考える週間にあわせて「税をテーマとした川柳コンクール」を関係団体と連携して実施する。その他、e-Tax及びeLTAXの一層の利用率向上、自主点検チェックシートの普及拡大に努め、支部やブロックにおいても、身近な問題をテーマとした研修会などを開催する。

さらに、税制に関する会員の意見を関係団体に提出するとともに、全国の法人会と連携して関係機関に対する要望活動を展開する。

広報誌「法人いたばし」や法人会のホームページでは、その充実・改善を図り、会員に有益な情報を届けるだけでなく、広く一般に対しても税の啓発活動をはじめとする公益性の高い情報を発信する。

また、板橋区が開催するイベントにおいて、税に関する啓発を行うとともに、法人会のPRを展開し、法人会の知名度の向上を図る。

### 2 地域企業の健全な発展に資する施策

公益社団法人として、会員だけでなく広く一般の企業をも対象に、多様なニーズに応える研修や講習会、時節に合った実務的なセミナーを企画して開催する。

その開催にあたっては、新型コロナウイルス感染予防対策を講じるとともにWeb配信を導入するなど、より効果的で安全な開催に努める。

また、インターネットを使ったセミナー配信サービスや企業の相談の機会を

提供するなど、企業を取り巻く経営環境を踏まえ、企業のニーズに適したサービスを推進する。

さらには、板橋区と連携して、企業の発展に資する取り組みを行うなど、企業に有益なサービスを推進し、会員の法人会に対する満足度を高める。

### 3 地域社会への貢献を目的とする施策

公益社団法人として、地域の発展や地域住民に貢献することが求められており、中小企業単独では難しい企業の社会的責任（CSR）を果たすため、団体としての組織力を活用し、関係機関と連携して、積極的かつ継続的な社会貢献活動を推進する。

事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染予防対策を講じるとともに、法人会の持てる力を発揮し、より効果的で安全な開催に努める。

また、法人会の組織力を使い、著名人等を招聘しての講演会の開催や、次世代を担う子供たちのため、板橋区と連携して子育て支援事業を実施する。

さらに、地域の活性化のため、板橋区が開催するイベントに協力するとともに、17の支部と3つの部会による、地域の特性や実情に応じた多様な社会貢献活動に取り組む。

こうした様々な社会貢献活動を通して、会員企業の社会的責任を果たすとともに、法人会の社会的な存在感を高め、これにより会員の法人会に対する帰属意識を高める。

### 4 会員の交流に資するための施策

法人会組織の特性である、地域や社会とのつながり、そして会員同士のつながりを維持・発展させるための事業を展開する。

事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染予防対策を講じるとともに、より効果的で安全な開催に努め、人と人とのつながりを作っていく。

税務署など関係機関との意見交換会や地域の経営者が集っての情報交換会など、会員が地域や社会とつながる場の提供に努める。

また、会員同士による情報交換会や、17の支部と3つの部会による様々な催しなどを開催することで、人と人がつながる場の提供に努める。

こうした異業種交流など、会員のニーズの高い事業を着実に推進することで、法人会の魅力を高め、会員の法人会に対する帰属意識を高める。

### 5 会員の福利厚生等に資する施策

企業の存続や従業員の確保の上で、各種福利厚生制度は必要不可欠であり、また、斡旋事務手数料が法人会の財政面でも大きく貢献していることから、その制度の維持と普及推進を図る。

レジャー施設等割引斡旋などをはじめ、医療機関による一日人間ドックの紹介などの会員サービスについて、会員のニーズを見極めて事業を実施する。

また、会員企業の経営の安定に資する、経営者大型総合保障制度や保険共済事業について、受託保険会社と連携してその普及を推進する。

さらに、会員サービスの一環として、全法連・東法連が斡旋するサービスや会員向けの簡易生命保険団体保険料払込代行や労働保険事務代行サービスを実施する。

福利厚生制度は、会員の法人会に対する満足度を高めるとともに、会員増強のツールとして有効であり、また、法人会の財政基盤の強化にも資することから、福利厚生に関する情報収集を図り、より効果的な事業執行に努める。

## 6 その他、目的を達成するために必要な施策

板橋法人会が、公益社団法人として国と社会の繁栄に貢献していくためには、法人会そのものが持続的に発展していく必要があり、時代に合った組織運営体制の構築が必須の課題である。

そのため、正副会長会をはじめとする各種会議を通じて、役員相互が情報を共有し、法人会の持続的な発展のため、組織や運営体制を検証し必要に応じて改善を図る。

また、法人会の持続的な発展には、会員の増強が極めて重要なことから、会員一人ひとりが会員増強活動に携わる仕組みをつくるなど、積極的な加入勧奨策を推進する。

さらに、板橋法人会館について、法人会活動の拠点としての機能を適切に確保しつつ、法人会の主要な財源の一つであるテナント収益事業の継続的な運営を担保すべく、法人会館維持管理計画に基づき、施設の適切な管理を図る。

法人自治及び自己責任の視点から、規程や管理体制等を整備し、情報開示による透明性の高い運営を行うこととし、これらを支える事務局の充実に努める。

## Ⅲ 主要事業実施計画

### 1 税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する事業

#### (1) 税知識の普及を目的とする事業

- ①新設法人説明会
- ②決算法人説明会
- ③法人税申告書・決算書の書き方講習会
- ④ブロック別税務座談会
- ⑤税の知っ得塾
- ⑥租税教室
- ⑦支部研修会

#### (2) 納税意識の高揚を目的とする事業

- ①e-Tax・eLTAXの促進
- ②自主点検チェックシート、ガイドブックの普及推進
- ③広報紙等による税情報の発信
- ④税を考える週間実施事業（税をテーマとした川柳コンクール）
- ⑤イベント協働事業

#### (3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

- ①税制改正の提言及び提言書の関係機関への提出（全国大会）
- ②全国青年の集い
- ③全国女性フォーラム

## 2 地域企業の健全な発展に資する事業

- (1) 簿記講習会
- (2) 税務・労務・経営・経営支援・無形（知的）財産・行政手続支援相談
- (3) インターネット配信サービス「セミナー・オンデマンド」
- (4) 夏期研修会
- (5) 実務セミナー
- (6) いたばし産業見本市ものづくりセミナー
- (7) ものづくり・商業・サービス 生産性向上促進補助金無料相談会
- (8) 環境関連事業

## 3 地域社会への貢献を目的とする事業

- (1) 厚生講演会
- (2) チャリティーコンサート事業
- (3) 子育て支援事業
- (4) イベント協働事業
- (5) 青年部会地域社会貢献事業
- (6) 女性部会地域社会貢献事業
- (7) 支部社会貢献活動
- (8) 地域講演会

## 4 会員の交流に資するための事業

- (1) 法律相談
- (2) 総会懇親会
- (3) 板橋税務署との意見交換会
- (4) 情報交換会
- (5) 新年賀詞交歓会
- (6) 役員懇談会
- (7) 会員増強功労者表彰
- (8) 会員増強活動用資器材調達
- (9) 支部共益活動
- (10) 青年部会共益事業
- (11) 女性部会共益事業
- (12) 源泉部会共益事業

## 5 会員の福利厚生等に資するための事業

- (1) レジャー施設等割引利用斡旋
- (2) 宿泊施設利用割引
- (3) 各種健康診断
- (4) 経営者大型保障制度の普及推進（案内・周知）
- (5) 経営保全プランの普及推進（案内・周知）
- (6) がん保険制度の普及推進（案内・周知）
- (7) 貸倒保障制度（取引信用保険）の普及推進（案内・周知）
- (8) 簡易生命保険団体保険料払込制度に係る集金事務
- (9) 労働保険事務代行業務

## 6 その他、目的を達成するために必要な事業

- (1) 各種会議の運営
- (2) 規程等の整備
- (3) 情報開示の推進
- (4) 板橋法人会館賃貸業務

【板橋法人会】正味財産増減計算書内訳表

	合計	公益目的事業会計					収益事業等会計			法人会計	内部取引消去	備考
		税関連事業 公1	企業支援事業 公2	社会貢献事業 公3	共通	小計	収益事業 収1	会員交流事業 他1	小計			
<b>I. 一般正味財産増減の部</b>												
<b>1. 経常増減の部</b>												
<b>(1) 経常収益</b>												
1. 基本財産運用益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(1) 基本財産受取利息	0					0			0			
2. 特定資産運用益	300	0	0	0	0	0	0	0	0	300	0	
(1) 特定資産受取利息	300					0			0	300		
(2) 特定資産受取賃借料	0					0			0			
3. 受取会費	33,332,000	2,159,000	1,000,000	4,434,600	0	7,593,600	0	0	0	25,738,400	0	
(0) 正会員受取会費(連動)						0			0			
(1) 正会員受取会費	32,173,000	1,000,000	1,000,000	4,434,600		6,434,600			0	25,738,400		令和4年1月末現在
(2) 特別会員受取会費	0					0			0			
(3) 賛助会員受取会費	1,159,000	1,159,000				1,159,000			0			
4. 事業収益	46,412,000	50,000	150,000	1,000,000	0	1,200,000	37,512,000	7,700,000	45,212,000	0	0	
(1) 研修会事業収益	4,850,000	50,000	150,000	1,000,000		1,200,000		3,650,000	3,650,000	0		講習会20万 絵本90万+地域10 支部345万 部20万
(2) 福利厚生事業収益	6,690,000					0	6,690,000		6,690,000			備保40万 労働保険430万 共済事業170万 チケット54万
(3) その他事業収益A	4,050,000					0		4,050,000	4,050,000			役員懇談会100万 支部部費
(4) その他事業収益B	30,822,000					0	30,822,000		30,822,000			225枚20 会館賃貸収入2,521,800×12
5. 受取補助金	26,610,300	14,000,000	4,000,000	7,210,300	0	25,210,300	0	0	0	1,400,000	0	
(0) 全法連助成金(連動)	25,210,300	14,000,000	4,000,000	7,210,300		25,210,300			0			助成金A
(1) 全法連助成金	350,000					0			0	350,000		全法連がバトンス強化5事務支援10強化20
(2) 都道府県連補助金	700,000					0			0	700,000		東法連助成金B
(3) その他の補助金	350,000					0			0	350,000		サービス還元28絵はがき5温2
6. 受取負担金	2,766,000	0	0	0	0	0	0	2,766,000	2,766,000	0	0	
(1) 青年部会負担金	1,848,000					0		1,848,000	1,848,000			
(2) 女性部会負担金	582,000					0		582,000	582,000			
(3) 源泉部会負担金	336,000					0		336,000	336,000			
(4) 総会等負担金	0					0			0			
(5) 支部負担金	0					0			0			
7. 受取寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(1) 受取寄付金	0					0			0			
8. 雑収益	1,900,600	0	0	0	0	0	0	1,400,000	1,400,000	500,600	0	
(1) 受取利息	600					0			0	600		
(2) 広告料収益	0					0			0			
(3) 雑収益	1,900,000					0		1,400,000	1,400,000	500,000		交流(支部会費)100万 本部
<b>経常収益計</b>	<b>111,021,200</b>	<b>16,209,000</b>	<b>5,150,000</b>	<b>12,644,900</b>	<b>0</b>	<b>34,003,900</b>	<b>37,512,000</b>	<b>11,866,000</b>	<b>49,378,000</b>	<b>27,639,300</b>	<b>0</b>	<b>55万</b>

	合計	公益目的事業会計					収益事業等会計			法人会計	内部取引消去	備考
		税関連事業	企業支援事業	社会貢献事業	共通	小計	収益事業	会員交流事業	小計			
		公1	公2	公3			取1	他1				
<b>(2)経常費用</b>												
<b>①事業費</b>	<b>103,805,208</b>	40,090,751	10,479,885	20,303,172		<b>70,873,808</b>	10,419,430	22,511,970	<b>32,931,400</b>		0	
役員報酬	0	0	0	0		0	0	0	0			
給料手当	28,718,818	11,996,015	4,404,507	8,021,216		24,421,738	1,969,495	2,327,585	4,297,080			
臨時雇賃金	0	0	0	0		0	0	0	0			
退職給付費用	962,400	402,000	147,600	268,800		818,400	66,000	78,000	144,000			
福利厚生費	4,614,708	1,927,590	707,742	1,288,896		3,924,228	316,470	374,010	690,480			
旅費交通費	5,943,010	2,323,355	148,695	446,160		2,918,210	53,075	2,971,725	3,024,800			
通信運搬費	3,655,954	2,740,950	527,976	245,088		3,514,014	47,410	94,530	141,940			
減価償却費	6,840,000	2,280,000	380,000	380,000		3,040,000	3,040,000	760,000	3,800,000			
消耗什器備品費	930,000	500,000	100,000	130,000		730,000	150,000	50,000	200,000			
消耗品費	5,139,700	2,670,485	357,077	965,038		3,992,600	150,000	997,100	1,147,100			
修繕費	666,810	358,500	71,700	93,210		523,410	107,550	35,850	143,400			
印刷製本費	4,683,696	3,714,696	240,100	562,200		4,516,996	16,500	150,200	166,700			
燃料費	0	0	0	0		0	0	0	0			
光熱水料費	1,215,000	405,000	67,500	67,500		540,000	540,000	135,000	675,000			
賃借料	375,300	0	23,300	352,000		375,300	0	0	0			
リース料	892,800	480,000	96,000	124,800		700,800	144,000	48,000	192,000			
事務所管理費	3,373,200	1,124,400	187,400	187,400		1,499,200	1,499,200	374,800	1,874,000			
会場費	1,232,400	78,500	560,000	520,000		1,158,500	0	73,900	73,900			
保険料	467,600	189,200	23,200	23,200		235,600	185,600	46,400	232,000			
諸謝金	4,800,000	1,020,000	1,229,000	2,451,000		4,700,000	0	100,000	100,000			
租税公課	5,453,700	2,215,000	404,000	466,700		3,085,700	1,873,500	494,500	2,368,000			
会議費	14,425,270	2,983,280	72,490	757,000		3,812,770	0	10,612,500	10,612,500			
委託費	5,037,500	722,700	224,800	1,850,000		2,797,500	0	2,240,000	2,240,000			
事務委託費	0	0	0	0		0	0	0	0			
支払負担金	583,400	248,000	24,600	192,800		465,400	11,000	107,000	118,000			
支払寄付金	0	0	0	0		0	0	0	0			
広告宣伝費	281,502	117,585	43,173	78,624		239,382	19,305	22,815	42,120			
新聞図書費	174,840	94,000	18,800	24,440		137,240	28,200	9,400	37,600			
	0	0	0	0		0	0	0	0			
表彰費	694,310	396,310	80,000	18,000		494,310	0	200,000	200,000			
支払手数料	2,603,190	1,086,435	334,075	777,900		2,198,410	199,375	205,405	404,780			
	0	0	0	0		0	0	0	0			
雑費	40,100	16,750	6,150	11,200		34,100	2,750	3,250	6,000			

	合計	公益目的事業会計					収益事業等会計			法人会計	内部取引消去	備考
		税関連事業	企業支援事業	社会貢献事業	共通	小計	収益事業	会員交流事業	小計			
		公1	公2	公3			取1	他1				
<b>②管理費</b>	<b>15,862,297</b>									15,862,297	0	
役員報酬	0									0		
給料手当	7,090,182									7,090,182		
臨時雇賃金	0									0		
退職給付費用	237,600									237,600		
福利厚生費	1,139,292									1,139,292		
旅費交通費	893,070									893,070		
通信運搬費	669,322									669,322		
減価償却費	760,000									760,000		
消耗什器備品費	70,000									70,000		
消耗品費	103,060									103,060		
修繕費	50,190									50,190		
印刷製本費	239,773									239,773		
燃料費	0									0		
光熱水料費	135,000									135,000		
賃借料	0									0		
リース料	67,200									67,200		
事務所管理費	374,800									374,800		
会場費	80,860									80,860		
保険料	46,400									46,400		
諸謝金	0									0		
租税公課	536,300									536,300		
会議費	981,120									981,120		
委託費	0									0		
事務委託費	0									0		
支払負担金	485,600									485,600		
支払寄付金	3,000									3,000		
渉外慶弔費	550,000									550,000		
諸会費	200,000									200,000		
支払利息	0									0		
広告宣伝費	69,498									69,498		
新聞図書費	13,160									13,160		
	0									0		
表彰費	0									0		
支払手数料	539,970									539,970		
	0									0		
雑費	526,900									526,900		
<b>経常費用計</b>	<b>119,667,505</b>	<b>40,090,751</b>	<b>10,479,885</b>	<b>20,303,172</b>	<b>0</b>	<b>70,873,808</b>	<b>10,419,430</b>	<b>22,511,970</b>	<b>32,931,400</b>	<b>15,862,297</b>	<b>0</b>	
<b>当期経常増減額</b>	<b>△ 8,646,305</b>	<b>△ 23,881,751</b>	<b>△ 5,329,885</b>	<b>△ 7,658,272</b>	<b>0</b>	<b>△ 36,869,908</b>	<b>27,092,570</b>	<b>△ 10,645,970</b>	<b>16,446,600</b>	<b>11,777,003</b>	<b>0</b>	

	合計	公益目的事業会計					収益事業等会計			法人会計	内部取引消去	備考
		税関連事業	企業支援事業	社会貢献事業	共通	小計	収益事業	会員交流事業	小計			
		公1	公2	公3			取1	他1				
<b>2. 経常外増減の部</b>												
<b>(1) 経常外収益</b>												
■		0					0			0	0	
■		0					0			0		
★		0					0			0		
	<b>経常外収益計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
<b>(2) 経常外費用</b>												
■		0					0			0		
■		0					0			0		
★	法人税・住民税及び事業税	1,000,000					0			0	1,000,000	
	<b>経常外費用計</b>	<b>1,000,000</b>	<b>0</b>	<b>1,000,000</b>	<b>0</b>							
	<b>当期経常外増減額</b>	<b>△ 1,000,000</b>	<b>0</b>	<b>△ 1,000,000</b>	<b>0</b>							

事業年度	自	令和4年4月1日	法人コード	A021318
	至	令和5年3月31日	法人名	公益社団法人板橋法人会

## 資金調達及び設備投資の見込みについて

### (1) 資金調達の見込みについて

当期中における借入れの予定の有無を記載し、借入れ予定がある場合は、その借入先等を記載してください。

借入れの予定		なし			
事業 区分	番号	借入先	金額		用途
				円	

### (2) 設備投資の見込みについて

当期中における重要な設備投資(除却又は売却を含む。)の予定の有無を記載し、設備投資の予定がある場合には、その内容等を記載してください。

設備投資の予定		なし			
事業 区分	番号	設備投資の内容	支出又は収入の 予定額		資金調達方法 又は取得資金の用途
				円	

# 公益社団法人板橋法人会 第6回理事会議事録

1 日 時 令和4年3月28日（月曜日）午後4時00分～午後5時25分

2 場 所 板橋法人会館 3階会議室

3 出席した理事 27名

板橋法人会館3階会議室出席者 22名

平野慎治 浦田秀明 森田 稔 長谷川孝一 吉川 孝 坂口武雄  
姫野祐子 瓜生一仁 須藤康司 山上吉弘 吉田博之 奥積賢一  
高津将弘  
萩原利光 松島 吾 浅川文夫 篠 連一郎 高橋祐治 品川聖一  
内田英雄 伊藤朋弘 長濱恵理子

Web会議システムによる出席者 5名

鈴木浩実 江口秀明 篠口市郎 金子 文 坂口悦雄

※業務執行理事の内、次の3名は出張のため欠席した。

荒木秀幸 武居弘市 船橋昌子

4 出席した監事 3名

板橋法人会館3階会議室出席者 3名

平澤勇彦 三原寿太郎 関根勝臣

5 議 案

第一号議案 公益社団法人板橋法人会事務局設置規則の制定について

第二号議案 役員賠償責任保険への加入について

第三号議案 通常総会の招集の決定について

第四号議案 事業計画・収支予算・資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認

第五号議案 利益相反取引の承認について

第六号議案 各委員会報告（実施事業報告）

第七号議案 ブロック長報告

6 議事の経過の要領及びその結果

午後4時00分、司会の事務局長花井敏次より定足数について、「理事総数33名のうち過半数にあたる27名が出席、定款に定める定足数を満たしており、本理事会が有効に成立する」旨の報告があった。

次いで司会者より、第6回理事会の開会を宣し、平野会長「会長挨拶」の後、定款第30条の規定により、平野会長が議長となり、議長は、Web会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同様に適時的確な意見表明が互いにできる仕

組みとなっていることを確認し、議案の審議に入った。

(1) 議事録署名人報告

議長は、定款第32条第2項の規定により次の3名が議事録署名人となることについて報告した。

平澤勇彦 氏

三原寿太郎 氏

関根勝臣 氏

議長は、以上をもって議案の全部の審議を終了した旨を述べ、午後5時25分閉会を宣言した。  
以上の議決を明確にするため、本議事録を作成し、議長及び議事録署名人がこれに署名捺印する。

令和4年3月28日

公益社団法人 板橋法人会

議長兼議事録作成者

平野慎治



議事録署名人

平澤勇彦



議事録署名人

三原寿太郎



議事録署名人

関根 晴臣



## 令和4年度 支部配当金

支部名	配当金			配当金合計	コロナ対策	令和3年度 本部立替 通信費 控除額計	差引支給額	
	均等割	会員割						
		令和4年 3月31日現在 (賛助会員除く)	会員1社当 (円)					
1	260,000	272	1,000	272,000	532,000	50,000	0	582,000
2	260,000	247	1,000	247,000	507,000	50,000	8,459	548,541
3	260,000	282	1,000	282,000	542,000	50,000	42,888	549,112
4	260,000	194	1,000	194,000	454,000	50,000	7,247	496,753
5	260,000	221	1,000	221,000	481,000	50,000	8,008	522,992
6	260,000	238	1,000	238,000	498,000	50,000	7,927	540,073
7	260,000	255	1,000	255,000	515,000	50,000	8,605	556,395
8	260,000	202	1,000	202,000	462,000	50,000	6,966	505,034
9	260,000	226	1,000	226,000	486,000	50,000	8,154	527,846
10	260,000	172	1,000	172,000	432,000	50,000	0	482,000
11	260,000	256	1,000	256,000	516,000	50,000	9,436	556,564
12	260,000	249	1,000	249,000	509,000	50,000	8,651	550,349
13	260,000	192	1,000	192,000	452,000	50,000	6,264	495,736
14	260,000	211	1,000	211,000	471,000	50,000	7,054	513,946
15	260,000	262	1,000	262,000	522,000	50,000	9,307	562,693
16	260,000	165	1,000	165,000	425,000	50,000	19,348	455,652
17	260,000	265	1,000	265,000	525,000	50,000	30,034	544,966
計	4,420,000	3,909		3,909,000	8,329,000	850,000	188,348	8,990,652

令和4年4月1日に各支部指定口座宛に送金いたしました。

## 令和4年3月末 会員増減報告書

(1)稼動法人数	12,234
(2)前月総会員数 <small>[賛助・特別・個人会員等含む]</small>	4,246
(3)増加数	8
(4)減少数	13
(5)差 引	△ 5
(6)当月総会員数 <small>[賛助・特別・個人会員等含む]</small>	4,241
(7)加入率	34.7%

(6)における当月会員数の内訳

① 正会員数	3,912
②正会員以外の会員数(法人)	147
③正会員以外の会員数(個人)	182
合計・・・(①+②+③)	4,241

### 【労働保険事務組合の加入状況】

前月総組合員数	255	
増加数	新規入会	1
	既存会員	2
減少数	1	
当月総組合員数	257	

※業種により1社で複数の事業場を含む。

増加数内訳	① 勸 奨	7
	② 転 入	0
	③ 不明他	1
(3)合計・・・(①+②+③)		8

(3)における会員種別増加数

①正会員の増加数	4
②正会員以外の会員(法人)の増加数	1
③正会員以外の会員(個人)の増加数	3
合計・・・(①+②+③)	8

減少数内訳	① 転 出	3
	② 休業・廃業 <small>(倒産、吸収合併等による会社消滅も含む)</small>	6
	③ 所在不明	0
	④ 会費未納会員の整理	0
	脱 会	(イ)メリットなし
(ロ)営業不振		0
(ハ)零 細		2
(ニ)不明他		0
小 計	4	
(4)合計・・・(①+②+③+④+⑤)		13

## 令和3年度 会員増強表彰について

令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）の会員増強活動の実績について、加入増強奨励金支給規程の基準を満たした対象者について報告します。

### 1. 支部表彰（20ポイント以上獲得した会員）

- ・対象支部なし

参考)

- 第1支部…3ポイント
- 第3支部…2ポイント
- 第4支部…2ポイント
- 第7支部…4ポイント
- 第9支部…2ポイント

### 2. 個人表彰（5ポイント以上獲得した会員）

- ・対象者なし

参考) 2ポイント…6名

1ポイント…1名

### 3. 保険受託会社表彰（報奨金の支給対象となった保険受託会社）

- ・大同生命保険（正会員6社、賛助会員3社）
- ・AIG損害保険（正会員9社、賛助会員30社）
- ・アフラック（賛助会員1社）

### 4. 加入増強功労表彰

（加入勧奨活動に貢献し、その功績が顕著と会長が認めた個人若しくは団体）

社員代表訴訟	社団法人の社員は、社団法人に対して、役員の実任追及の訴えの提起を請求することができ、その請求から60日以内に社団法人が提訴しない場合には、社員が役員に対して責任追及の訴えを提起することができます。 * 社団法人の「社員」とは、社団法人の構成員をいい、株式会社の株主に相当します。
第三者訴訟	役員が故意・重過失によって第三者(取引先、従業員等)に損害を与えた場合に、第三者が役員に対して損害賠償請求するものです。



## 役員が個人として訴えられる「社員代表訴訟」・「第三者訴訟」

事業遂行に伴い生じる訴訟や損害賠償請求では、通常は法人が被告となり、損害賠償金・弁護士費用等は法人が支払うことになります。

しかし、「社員代表訴訟」や役員に対する「第三者訴訟」の場合には、訴訟の対応から損害賠償金・弁護士費用等の支払いに至るまで、役員個人が対応するのが原則です。



マネジメントリスクプロテクション保険 企画書一部抜粋

## 想定される事故事例

②

### ■社員代表訴訟

- 1 理事会での協議の結果、社団法人の備品を、社員であるX社から一括購入することになった。これに対し、同じく社員であり、X社と同業のY社から「理事会は十分な検討もなく購買を行った。実際にはもっと安い市場調達が可能であり、この判断により法人は損失を被った」として、役員全員に対して代表訴訟が提起された。
- 2 職員による横領が内部告発によって発覚した。横領により法人が被った損失は、役員が不祥事を防止する手立てを怠ったことが原因であるとして、理事および監事全員を相手に、社員による代表訴訟が提起された。

### ■第三者訴訟

- 3 職員同士のいじめが原因で退職した女性職員により、健全な職場環境を構築維持する義務を怠ったとして、専務理事および事務局長を相手に損害賠償請求訴訟が提起された。
- 4 理事同士の抗争により役職を追われた元理事が、名誉を毀損されたとして、現職理事に対して損害賠償請求訴訟を提起した。

<ご注意点> マネジメントリスクプロテクション保険では、犯罪行為や故意の法令違反の実行者である被保険者は補償されません。



マネジメントリスクプロテクション保険 企画書一部抜粋

## マネジメントリスクプロテクション保険の概要

マネジメントリスクプロテクション保険の基本プランでは、被保険者である役員(理事・監事・評議員)または従業員(職員)がその地位に基づいて行った行為(不作為を含む)に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより被る損害を補償します。

訴訟形態ごとに、勝訴・敗訴時にお支払いする保険金をまとめると次の通りとなります。

損害賠償 請求の形態	社員代表訴訟 (社団法人)		第三者訴訟 (社団法人・財団法人)	
	敗訴	勝訴	敗訴	勝訴
勝訴／敗訴 の別	敗訴	勝訴	敗訴	勝訴
お支払いする 保険金	争訟費用 損害賠償金 (和解金を含む)	争訟費用	争訟費用 損害賠償金 (和解金を含む)	争訟費用



## マネジメントリスクプロテクション保険の概要 (続き)

補償の内容	エグゼクティブ賠償責任特約(社団法人・財団法人) 法人の役員または従業員がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、社員または第三者から損害賠償請求を受けた場合に、役員または従業員が被る損害賠償金および争訟費用に対して保険金をお支払いします。 まさかのときの会社諸費用特約(社団法人) 法人の役員が、その地位に基づいて行った不当な行為に起因して、社員から提訴請求がなされた場合に、法人が負担する各種費用に対して、保険金をお支払いします。
保険契約者	各単位会、各県連、全法連
被保険者	エグゼクティブ賠償責任特約(社団法人・財団法人) 各単位会、各県連または全法連の理事・監事・評議員・職員 まさかのときの会社諸費用特約(社団法人) 各単位会または各県連
保険期間	1年間
保険適用地域	日本国内のみ
お支払する保険金	エグゼクティブ賠償責任特約(社団法人・財団法人) 損害賠償金、和解金、争訟費用(弁護士費用など) まさかのときの会社諸費用特約(社団法人) ①提訴請求調査費用、②不提訴理由書作成費用、③補助参加調査費用、④補助参加費用、 ⑤危機管理コンサルティング費用、⑥危機管理実行費用、⑦文書提出命令対応費用、 ⑧理事等による免除に関する通知費用
支払限度額	エグゼクティブ賠償責任特約(社団法人・財団法人) 5,000万円 まさかのときの会社諸費用特約(社団法人) エグゼクティブ賠償責任特約の支払限度額の5%を外枠で設定(250万円)
免責金額 (自己負担額)	エグゼクティブ賠償責任特約(社団法人・財団法人) なし まさかのときの会社諸費用特約(社団法人) なし



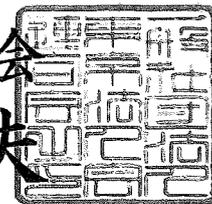
# 表彰状

公益社団法人板橋法人会 殿

貴会は令和 3 年度において  
他会の参考となる模範的かつ  
効果的な広報活動を行い法人会の  
広報活動の向上に寄与されました  
よってここに表彰します

令和 4 年 3 月 17 日

一般社団法人東京法人会連合会  
広報委員長 加藤和夫



# 感謝状

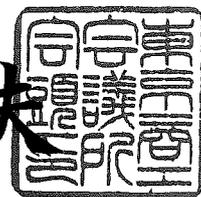
公益社団法人板橋法人会 殿

貴殿は東京商工会議所会員  
として五十年にわたり地域  
社会の発展と産業振興に寄与  
されましたのでその功績を  
称え心より敬意と感謝の  
意を表します

2022年1月1日

東京商工会議所

会頭 三村 明夫



第4ブロック単位別 会費及び職員数一覧 (令和3年12月31日現在)

正会員会費 (月額)

資本金	5億円以上			¥10,000				¥8,500	
	5億円			¥8,000				¥5,500	
	3億円		¥5,000	¥6,000	¥4,000		¥5,500		¥5,000
	1億円	¥2,500 【104社】	¥3,000	¥4,000	¥3,000		¥3,500	¥3,500	¥3,000
	5000万円	¥1,500 【454社】	¥1,500	¥2,000	¥2,000		¥2,950	¥2,500	¥2,000
	3000万円		¥1,200			¥3,000 ¥2,000			
	2500万円								¥1,000
	2000万円		¥1,000	¥1,000	¥1,000		¥1,850	¥1,250	
	1500万円								¥800
	1000万円	¥800 【1,198社】	¥700	¥700	¥500	¥1,000	¥1,300	¥1,000	¥700
	700万円	¥600 【306社】							
	500万円					¥800	¥750	¥700	
	400万円	¥300							
	300万円	【1,826社】		¥500			¥500		¥500
	0万円								
その他区分 (金融機関・事業所他)	¥300~ 【50社】	¥1,000~	¥500~	¥500~	¥1,000~	¥800~	¥200~	¥200~	
正会員数	3,938	2,424	1,631	1,467	1,735	2,097	1,393	2,749	
単 位 会	板 橋	新 宿	中 野	杉 並	荻 窪	練馬東	練馬西	豊 島	

賛助会員会費 (月額)

法人	¥300	¥500	¥500	正会員に 準ずる	¥800	正会員に 準ずる	¥500	¥1,000
個人				¥500		—		¥500
賛助会員数	323	347	184	151	220	104	290	308
単 位 会	板 橋	新 宿	中 野	杉 並	荻 窪	練馬東	練馬西	豊 島

第4ブロック事務局職員数&人件費比率

単 位 会	板 橋	新 宿	中 野	杉 並	荻 窪	練馬東	練馬西	豊 島
事務局長 (専務理事他)	1	1	1	1	1	1	1	1
正 規 職 員	次長		1					
	課長		1		1			
	主任	2				1	1	1
	一般社員	2	1			1	2	2
非常勤職員	2	2		1	1		2	1
合計	7	5	2	3	3	4	4	5
職員一人当たりの会員数	609	554	908	539	652	550	421	611
※労働保険事務含む	645	実施せず						
令和3年度予算 人件費比率	36.38%	46.91%	43.34%	33.37%	24.24%	33.69%	26.80%	32.54%